

豊中市消防職員辞令式

第1条 職員の辞令式に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 この規程において職員とは、豊中市消防長の任命にかかる職員をいう。

第3条 辞令の前書は、氏名のみを記載する。

第4条 辞令の本文は、次のとおりとする。

(1) 任用、採用、転職及び復職には、給与及び勤務を記載する。ただし、給与の記載は、別の辞令又は通告によることができる。

(2) 任用、採用及び嘱託の例

辞令文が2以上にわたるときは、列記する。

(3) 兼務は、その者の転職によって消滅する。

(4) 任用、採用及び嘱託の文例

ア 豊中市（階級）に任ずる（消防吏員の場合）

イ 豊中市消防本部〇〇に任ずる（消防吏員以外の職員の場合）

ウ 豊中市消防本部〇〇を命ずる（その他の職員の場合）

エ 豊中市消防本部〇〇を嘱託する（嘱託の場合）

オ 豊中市（階級）に再任用する

再任用の任期は〇〇年〇〇月〇〇日までとする（再任用職員の場合）

カ 豊中市（階級）（短時間勤務職員）に再任用する

再任用の任期は〇〇年〇〇月〇〇日までとする（再任用短時間勤務職員の場合）

キ 再任用の任期を〇〇年〇〇月〇〇日まで更新する（再任用職員（短時間勤務職員を含む。）の任期を更新する場合）

合)

(5) 補職の文例

- ア ○○課長に補する
- イ ○○課長補佐に補する
- ウ ○○課○○係長に補する

(6) 勤務の文例

- ア ○○署勤務を命ずる
- イ ○○へ出向を命ずる

(7) 兼務の文例

- ア 下位の職務を兼ねる場合
○○課長事務取扱を命ずる
- イ 同位の職務を兼ねる場合
 - (ア) 長を兼ねる場合
兼ねて○○課長に補する
 - (イ) 長以外の勤務を兼ねる場合
兼ねて○○勤務を命ずる
 - (ウ) 上位の職務を兼ねる場合
○○課長心得を命ずる

(8) 昇格の文例

○○職給料表○○等級に昇格させる

(9) 給与の文例

- ア 給料
 - (ア) ○○職給料表○○等級○○号給を給する
 - (イ) ○○職給料表○○等級特に月額○○円を給する
- イ その他
月報酬○○円を給する

(10) 休職，復職の文例

- ア 休職の場合
休職を命ずる
休職の期間は，○○年○○月○○日までとする
休職期間中給料月額の100分の○○を支給する

- イ 復職の場合
復職を命ずる
- (11) 懲戒の文例
処分の場合
 - ア 減給
地方公務員法第29条第1項第〇〇号の規定に該当するので、〇〇年〇〇月〇〇日まで給料〇〇円を減給する
 - イ 停職
地方公務員法第29条第1項第〇〇号の規定に該当するので、〇〇年〇〇月〇〇日まで停職する
 - ウ 免職
地方公務員法第29条第1項第〇〇号の規定に該当するので、免職する
 - エ 減免の場合
減給（停職）を解く
- (12) 解職，退職，免職，降任
 - ア 解職
 - (ア) 兼務を解く場合
〇〇兼務を解く
 - (イ) 事務取扱，心得を解く場合
〇〇事務取扱（心得）を解く
 - イ 退職
 - (ア) 吏員及びその他の職員
願により職務を免ずる
 - (イ) 嘱託
願により嘱託を解く
事務の都合により嘱託を解く
 - ウ 免職
地方公務員法第28条第1項第〇〇号の規定に該当するので、職務を免ずる
 - エ 降任

地方公務員法第28条第1項第〇〇号の規定に該当するので、〇〇課長を解く

(13) その他の文例

ア 職務に専念する義務の特例に関する条例第〇〇条第〇〇号により〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの間、職務に専念する義務を免除する

イ 職務に専念する義務の免除を解く

第5条 辞令の末文は、次のとおりとする。

(1) 発令者名は、豊中市消防長とする。

(2) 発令年月日は、発令の日とする。

第6条 辞令書の記載例は、次のとおりとする。

割 印 辞 令
氏 名
発令の内容 豊中市〇〇に任ずる（を命ずる） 〇〇職給料表〇〇等級〇〇号給を給する 〇〇課長に補する 〇〇署勤務を命ずる
年 月 日 豊 中 市 消 防 長

備考 割印は、「豊中市消防長印」をもって行う。

第7条 その他必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 発令は、別に辞令原簿を備え、暦年により一連番号を附し、これに割印する。
- (2) 給与及び異動等多数発令の場合は、通告書をもって辞令にかえることがある。
- (3) 辞令用紙の紙質、大きさ等は、辞令の尊厳性を害しないものとする。
- (4) 再任用短時間勤務職員については、その者の勤務時間を文書により通知するものとする。

附 則（昭和49年7月1日 消防長訓令第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年10月20日 消防長訓令第10号）

この規程は、令達の日から施行する。